総務省訓令第76号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年8月11日

総務大臣 片山 虎之助

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第67号)の一部を次のように改正する。

別表 1 の 2 の項の別表地域周波数利用計画策定一覧表の第 1 5 号を次のように改める。 第 1 5 号 アマチュア局

指定		動作することを許	最大空中線電	/# *
周波数	電波の型式	される周波数帯	力(W)	備考
(kHz)		(kHz)		
1910	A1A	1810 ~ 1825	1000	
		1907.5 ~ 1912.5		
3537.5		3500 ~ 3575	"	
3798		3747 ~ 3754		注 2
		3791 ~ 3805	"	
7050		7000 ~ 7100	"	付表
10125	A1A、F1B、F1D、G1B、G1D	10100 ~ 10150	"	
14175		14000 ~ 14350	"	付表
18118		18068 ~ 18168	"	付表
21225		21000 ~ 21450	"	付表
24940		24890 ~ 24990	"	付表
(MHz)		(MHz)	,,	注3、付表
28.85		28 ~ 29.7	"	
52		50 ~ 54	500	注4、付表
145		144 ~ 146	50	注5、付表
435		430 ~ 440	"	注3、注5、付表
1280		1260 ~ 1300	10	注3、注6、注7、注8、
				付表
2425		2400 ~ 2450	2	注3、注9、注10、付表
5750		5650 ~ 5850	"	注3、付表
(GHz)		(GHz)		
10.125		10 ~ 10.25	"	注3
10.475		10.45 ~ 10.5	"	付表

24.025	24.0 ~ 24.05	<i>II</i>	付表
47.1	47 ~ 47.2	0.2	付表
75.75	75.5~76	<i>II</i>	注 11、付表
77.75	77.5~78	"	
135	134 ~ 136	11	

指 定 周波数	電波の型式	占有周波数帯幅 の許容値(kHz)	最大空中線 電力(W)	備考
(kHz)				
4630	A1A	0.5	1000	非常呼出し用

- 備考 主搬送波を周波数(又は位相)変調した単一の副搬送波で振幅変調(抑圧搬送波単測波帯の場合に限る。)することにより等価的に周波数(又は位相)変調波を得る場合は、主搬送波の変調の型式を 周波数(又は位相)変調として取り扱う。
- 注 1 電波の型式の指定は、総務大臣が別に告示する記号によることができるものは、これにより表示するものとする。
 - 2 電波の型式が、F1B、F1D、G1B及びG1Dを除く。
 - 3 アマチュア業務の中継用無線局のために指定することができる周波数帯は、この周波数帯に限るものとする。
 - 4 この周波数帯の最大空中線電力は、50MHz から 51.5MHz までの周波数を使用して外国のアマチュア 局との通信を行う場合に限り 1 kWとし、500Wを超える空中線電力を指定する場合は、「500Wを超える空中線電力の使用は、50MHz から 51.5MHz までの周波数を使用して外国のアマチュア局との通信を 行うものであって、他の無線局の運用及び放送の受信に妨害を与えない場合に限る。」旨の付款を付すものとする。
 - 5 この周波数帯の最大空中線電力は、月面反射通信(月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下同じ。)を行う場合に限り500Wとし、50Wを超える空中線電力を指定する場合は、「50 Wを超える空中線電力の使用は、月面反射通信を行う場合に限る。」旨の付款を付すものとする。
 - 6 移動するアマチュア局に 1 Wを超える空中線電力を指定する場合は、「常置場所以外の場所で使用する場合の空中線電力は、 1 W以下に限る。」旨の付款を付すものとする。
 - 7 月面反射通信を行うものは、「月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角は、水平面からの見通し範囲内の山岳及び建物等の仰角の値に6度以上加えた値とする。」旨の付款を付すものとする。
 - 8 この周波数帯の最大空中線電力は、月面反射通信を行う場合に限り500Wとし、10Wを超える空中 線電力を指定する場合は、「10Wを超える空中線電力の使用は、月面反射通信を行う場合に限る。」旨 の付款を付すものとする。
 - 9 月面反射通信を行うものは、「月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値は、3度以上とする。」旨の付款を付すものとする。
 - 10 この周波数帯の最大空中線電力は、月面反射通信を行う場合に限り 100Wとし、2 Wを超える空中

線電力を指定する場合は、「2Wを超える空中線電力の使用は、月面反射通信を行う場合に限る。」旨の付款を付すものとする。

11 この周波数帯の使用は、平成 18 年 12 月 31 日までとする。

付表(第15号関係)

アマチュア業務と同一の目的で行われる宇宙無線通信の業務に使用することができる 周波数

指定周波数	動作することが許される周波数帯	備考
(kHz)	(kHz)	
7050	7000 ~ 7100	
14175	14000 ~ 14350	
18118	18068 ~ 18168	
21225	21000 ~ 21450	
24940	24890 ~ 24990	
(MHz)	(MHz)	
28.85	28 ~ 29.7	
52	50 ~ 54	
145	144 ~ 146	
435	430 ~ 440	
1280	1260 ~ 1300	
2425	2400 ~ 2450	
5750	5650 ~ 5850	
(GHz)	(GHz)	
10.475	10.45 ~ 10.5	
24.025	24.0~24.05	
47.1	47 ~ 47.2	
75.75	75.5 ~ 76	注

注 この周波数の使用は、平成 18年 12月 31 日までとする。

別紙1第15第3項を次のように改める。

- 3 次に掲げるアマチュア局は、社団法人日本アマチュア無線連盟(以下「連盟」という。)が開設するものであること。また連盟は、(1)のアマチュア局について、その適正かつ円滑な利用を促進することができるよう利用条件等を定めることとし、利用方法その他利用に資する情報とともに、インターネットの利用その他の方法により公にしておかなければならない。
 - (1) レピーター局(アマチュア業務の中継用無線局をいう((2)に該当するものを除 く。)。以下この第 15 において同じ。)
 - (2) アシスト局(レピーター局の中継を援助するアマチュア業務の中継用無線局(レピーター局を介して公衆網に接続することを目的として開設されるものを含む。)

をいう。以下この第15において同じ。)

(3) リモコン局(レピーター局又はアシスト局を遠隔制御する局をいう。以下この第 15 において同じ。)

別紙1第15第4項中「あること」を「あるとともに、平成15年総務省告示第508号(アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件)に合致するものであること」に改める。

別紙1第15第5項(3)を次のように改める。

(3) 1,280MHz 帯及び2,425MHz 帯の電波を使用してテレビジョン伝送を行うものの占有周波数帯幅の許容値は、A 8 W電波の場合は 9 MHz 以下、F 8 W電波の場合は 17 MHz 以下であること。

別紙1第15第8項中(2)を削り、(3)を(2)とする。

別紙1第15第10項中「第1の23」を「第1の24」に改める。

別紙1第15第14項を次のように改める。

- 14 レピーター局の審査は、次の基準により行う。
 - (1) 設置場所は、アマチュア業務の遂行上適切な場所であり、かつ、免許人により容易に維持、管理ができる場所であること。
 - (2) レピーター局のみによる中継は、一のレピーター局により行うものであること (構成図は、図 15 1 のとおり。)。ただし、次に掲げる場合は二のレピーター局を 連続的に介して中継回線を構成することができる。
 - ア 28MHz 帯の周波数の電波に係る中継を行う場合(構成図は、図 15 2 のとおり。)
 - イ 公衆網に接続することによって一体として構成される二のレピーター局に係る中継を行う場合(構成図は、図 15 3 のとおり。)
 - (3) 電波の型式、周波数及び空中線電力は、4に掲げるとおりであること。
 - (4) 無線設備は、次の条件に適合するものであること。
 - ア 同一周波数帯において同時に送信する周波数の数は、次に掲げる区分に応じ、 それぞれ次に定めるとおりであること。
 - (ア) アシスト局に接続するレピーター局
 - 一の局ごとに必要に応じて最大4波までのものであること。ただし、同時に送信する周波数の数から1を減じた数の波については、デジタル変調方式により通信を行うために使用するものに限る。
 - (イ) (ア)以外のレピーター局
 - 一の局ごとに必要に応じて最大3波までのものであること。ただし、同時に送信する周波数の数から1を減じた数の波については、デジタル変調方式により通信を行うために使用するものに限る。
 - イ 受信電波により送信装置を起動させる方式は、トーン起動方式又は受信信号内 の局識別のための呼出符号によるものであること。
 - ウ 送信電波には、レピーター局を起動させるための信号は付加しないものである こと。ただし、回線構成が図15-2の場合における前段の中継用無線局を除く。
 - エ 動作開始時及び長時間継続して動作する場合は、少なくとも 10 分ごとに自動的に自局の呼出符号を送信するものであること。

- オ 受信する電波又は信号が停止したときは、送信電波の発射を 5 秒以内に停止することができるものであること。
- カ 28MHz 帯の周波数の電波に係る中継を行う場合であって、連続的に介して中継回線を構成する場合は、前段の中継用無線局の送信空中線は、指向性のあるものであること。
- (5) 公衆網に接続するものにあっては、次の事項が確認できるものであること。
 - ア 電気通信事業者回線との接続及び切断を直ちに行うことができる状態であること。
 - イ 無線設備を直ちに操作できる状態であること。
- 別紙1第15第26項を第28項とし、第28項の前に次の一項を加える。
- 27 通信に秘匿性を与える機能について

アマチュア局の送信装置には、設備規則第 18 条第 2 項に基づき、通信に秘匿性を 与える機能を有してはならない。

注 1 デジタル通信方式で通信を行うためには、通信を行うアマチュア局相互間において、変調方式、符号化方式及び通信プロトコル等の組合せの中から一致したものを選択する必要があるが、この組合せが複数有ることのみをもって、デジタル方式による通信機能が秘匿性を与えるものであるとは判断しない。

しかしながら、同一周波数帯における一の変調方式において、符号化方式及び通信プロトコル等を2以上有する装置並びに一の符号化方式及び一の通信プロトコル等であってもデジタル符号パターンを複数生成させる機能を有するものは、意図的にデジタル符号の構成を変更し、他のアマチュア局による通信の傍受を困難にすることが可能であることから、設備規則第18条第2項に規定する通信に秘匿性を与える機能を有しているものとする。

また、デジタル通信方式のための変調方式、符号化方式及び通信プロトコル等は、ITU-Tの勧告文書で公知されているもの又はそれ以外の文書等によって容易に知ることができるものでなければならない。

注2 安全性の確保のために必要な通信関係

インターネットに接続するために使用する利用者識別符号及びこれに付随する利用者の確認のための符号のみを送出する機能は、インターネットの利用に係る安全性の確保のために必要不可欠なものであり、かつ、通信内容を秘匿するものではないことから、設備規則第18条第2項に規定する通信に秘匿性を与える機能ではないものとする。

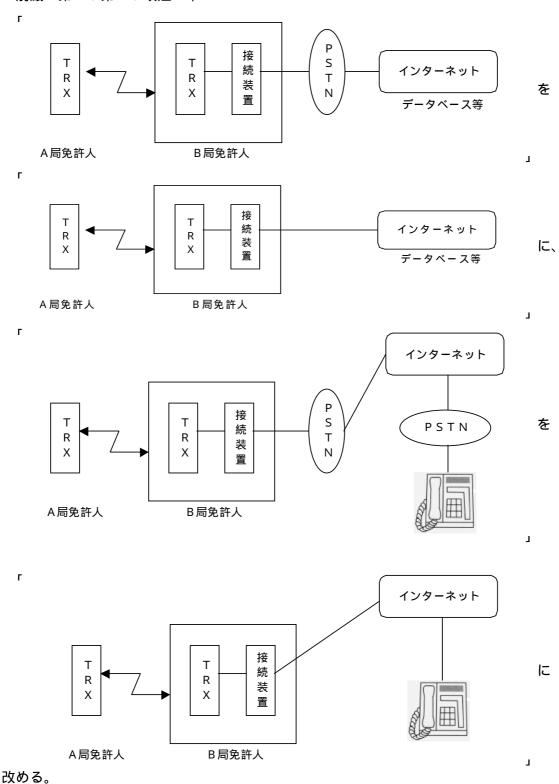
また、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局の行う人工衛星等の位置及び姿勢を制御する等の運用管制のための通信機能は、当該局が一般のアマチュア局とは無線局の態様が異なること及び人工衛星に開設するアマチュア局を安全に運用するために必要なものであること等にかんがみ、設備規則第 18 条第2項に規定する通信に秘匿性を与える機能ではないものとする。

別紙1第15第25項中「電気通信事業法第52条第1項」を「電気通信事業法第49条 第1項又は同法第52条第1項」に改め、同項注1ア中「法第110号」を「法第110条」に 改め、同項注3才を次のように改める。

才 電気通信事業法令関係

端末設備又は自営電気通信設備の電気通信回線設備への接続及びその他電気 通信事業法令関係に係る規制については、当該法令を遵守しなければならない。

別紙1第15第25項注4中



別紙1第15中第25項を第26項とし、第24項を次のように改める。

25 アマチュア局の遠隔操作(人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備の遠隔操作 を除く。)について

次のいずれの条件にも適合する場合に限ること。

- (1) 電波の発射の停止が確認できるものであること。
- (2) 免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置してあること。
- (3) 連絡線は、専用線であること。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - ア リモコン局によりレピーター局又はアシスト局の遠隔操作を行う場合
 - イ インターネットの利用により遠隔操作を行う場合であって、次に掲げる要件の すべてに適合するもの
 - (ア) 免許人以外の者がインターネットの利用により無線設備を操作できないよう措置しているものであること。
 - (イ) 運用中は、免許人が常に無線設備を監視及び制御をしているものであり、その具体的措置が確認できるものであること。
- (4) 電波が連続的に発射し、停波しなくなる等の障害が発生したときから3時間以内において速やかに電波の発射を停止できることが確保されているものであって、その具体的方法が確認できるものであること。
- (5) 無線局事項書の参考事項の欄に、遠隔操作が行われること及びその方法(専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。)を記載するとともに、工事設計として(1)及び(3)イに掲げる要件に適合することを説明した書類を添付するものであること((3)イについてはインターネットの利用の場合に限る。)。
- (6) インターネットの利用により遠隔操作を行う場合においては、その態様等にかん がみ、無線設備の操作を行う場所を通信所とは捉えないこととする。

別紙1第15中第23項を第24項とし、第22項を第23項とし、第21項を第22項とし、第20項を第21項とし、同第19項(3)中「の運用が、行事等の意義を広めるとともに」を「を運用することにより、行事等を記念すること及びその意義を広めることができるものであって、かつ」に改め、同項(6)中「ことについて」を「場合は」に改め、「得ている」の次に「ことが確認できるものであり、必要に応じて書類によりその旨が確認できる」を加え、同項(6)を同項(7)とし、同項(5)を同項(6)とし、同項(4)の次に次のように加え、同項を第20項とする。

(5) 申請者が当該アマチュア局を運用することにより当該行事等を記念すること及びその意義を広めることについて、行事等の主催者から了解を得ていることが確認できるものであること。

別紙1第15中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、同第15項中「アマチュア局」を「アマチュア局(レピーター局、アシスト局又はその両方)」に改め、同項を第16項とし、第14項の次に次の一項を加える。

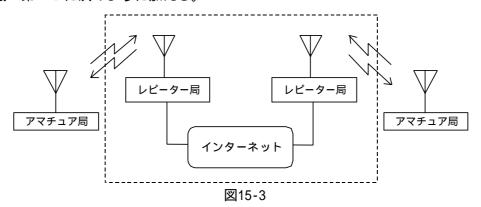
- 15 アシスト局の審査は、次の基準により行う。
 - (1) 設置場所は次の条件に適合するものであること。

ア アマチュア業務の遂行上適切な場所であるとともに、回線構成の可能な範囲に

おいて、できる限り海抜高の低い地点であること。

- イ レピーター局と同一の設置場所であること。ただし、アシスト局間を中継する ために開設されるもの及び公衆網に接続するために開設されるものを除く。
- ウ 免許人により容易に維持、管理ができる場所であること。
- (2) 通信の相手方は、アマチュア局 (アシスト局)であること。
- (3) 中継回線の構成は、次の条件に適合するものであること。
 - ア 構成するアシスト局は、必要に応じて最大4局までのものであり、かつ、単一 の回線経路によるものであること。また、その構成が容易に把握できるよう略図 等を申請書に添付するものであること。
 - イ ーのアシスト局に直接有線接続するレピーター局は、一に限るものであること。
 - ウアシスト局間の接続は、直接有線接続により行わないものであること。
- (4) 電波の型式、周波数及び空中線電力は、次の条件に適合するものであること。
 - ア 周波数は、4に掲げるとおりであって、かつ、10.125GHz 帯を使用するものであること。ただし、電波伝搬上必要があると認められる場合は、5,750MHz 帯を使用することができる。
 - イ 電波の型式及び空中線電力は、4に掲げるとおりであること。
- (5) 無線設備は、次の条件に適合するものであること。
 - ア 同一周波数帯において同時に送信する周波数の数は、一の局ごとに必要に応じて最大3波までのものであること。ただし対向する局間においては、2波以上の 周波数を同時に送信するものでないこと。
 - イデジタル変調方式かつ多重通信方式であること。
 - ウ 送信電波に付加するレピーター局を起動させるための信号は、特定の一のレピーター局を起動させるためのものに限るものであること。
 - エ 送信空中線は、パラボラ型空中線その他指向性を有するものであって指向方向 以外の利得が十分に小さくなるよう措置されているものであり、かつ、必要に応 じて、その具体的措置が確認できるものであること。
- (6) 公衆網に接続するものにあっては、次の事項が確認できるものであること。
 - ア 電気通信事業者回線との接続及び切断を直ちに行うことができる状態であること。
 - イ 無線設備を直ちに操作できる状態であること。

別紙1第15に次のように加える。



別紙1第18第1項(3)中「第1の23」を「第1の24」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年1月13日から施行する。ただし、別紙1第15第10項の改正規定、同第19項の改正規定、同第25項の改正規定及び別紙1第18第1項の改正規定については、平成15年8月11日から施行する。